

## J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付要綱

### (目的)

第1 地域住民や地域団体が J R 八戸線に関連するイベントや観光利用の促進などに取り組む活動を支援するため、その経費の一部を予算の範囲内で助成し、J R 八戸線の利用拡大及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) J R 八戸線の沿線自治体の住民組織や各種団体等（以下「住民団体等」という。）である者
- (2) J R 八戸線を利用、又は J R 八戸線の活性化を目的とした事業を実施する者

第3 第1に規定する経費及びこれに対する助成額は、次のとおりとする。

対象経費	助成額
(1) J R 八戸線沿線の駅や駅周辺において、J R 八戸線に関連したイベントを開催する経費	当該経費の3分の2に相当する額以内の額（上限20万円）。ただし、第2で規定する交付対象者が学生が主体となった団体等の場合は、当該経費の5分の4に相当する額以内の額（上限20万円）。
(2) J R 八戸線の利用を促すための経費	
(3) J R 八戸線に乗車するツアー等の企画に要する経費	

### (交付申請)

第4 助成金の交付を受けようとする住民団体等は、事業を実施する1カ月前までに、交付申請書(様式1)を、団体が所在する自治体を通じて協議会へ申請するものとする。

### (交付決定)

第5 協議会は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により、申請した団体等に通知するものとする。

### (変更申請)

第6 第5により交付決定を受けた団体等（以下「交付団体等」という。）が、第4の規定により提出した申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式2)を協議会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の総額の20パーセント以内の増減、又は協議会が軽微な変更と認め

る場合は、この限りではない。

(助成金の交付)

第7 交付団体等は、第4及び第6で申請した事業（以下「助成事業」という。）が完了した場合は、事業完了日から起算して30日以内の実績報告書(様式3)及び助成金請求書(様式4)を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、助成事業が交付決定した内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに助成金を交付する。

(前金払)

第8 交付団体等は、助成事業の実施に際し、助成金の全部又は一部の交付を受けようとする場合は、助成金前金払請求書（様式5）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による書類を受理した場合において、助成事業の実施のために必要と認めたときは、速やかに助成金を交付する。

(財産の使用の制限)

第9 交付団体等は、助成金により取得した物品等を、助成事業以外に使用してはならない。ただし、助成事業の実施に支障がない範囲での使用は除く。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。